

渋谷区告示第179号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、コート代々木大山マンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和2年4月16日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
コート代々木大山マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名 称 コート代々木大山
 - (2) 敷地の区域 渋谷区大山町1050番1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
渋谷区大山町1050番1
- 4 事業施行期間
令和2年1月から令和6年9月まで
- 5 事務所の所在地
東京都港区芝五丁目30番1-602号
- 6 設立認可の年月日
令和2年4月16日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月末日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、事務所又は現地に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和2年5月15日